六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百二十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○国土交通省告示第八百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年八月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　愛媛県南宇和郡愛南町柏地内

愛媛県宇和島市津島町上畑地及び下畑地地内

2　使用の部分　愛媛県南宇和郡愛南町柏地内

愛媛県宇和島市津島町上畑地及び下畑地地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県南宇和郡愛南町柏地内の内海インターチェンジ（仮称）から宇和島市津島町岩松地内の津島岩松インターチェンジまでの延長11.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事（津島道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知県高知市を起点とし、愛媛県松山市に至る延長約352kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する愛媛県南宇和郡愛南町及び宇和島市（以下「愛媛県西南地域」という。）は、まだい、ぶり等の養殖が盛んな地域であり、これらの水産物は、本路線等を利用して愛媛県内外へ出荷されている。また、本路線は、愛媛県の県庁所在地である松山市等に向かう物流等による通過交通に広く利用されるとともに、本路線の沿線には、店舗、事業所、住居等が存しており、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等による地域内交通にも利用されていることから、愛媛県西南地域の物流及び地域住民の日常生活を支える重要な役割を担っている。